

## 甲佐町老人いこいの家寄附型自動販売機設置者募集要項

甲佐町が行う寄附型自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を御承知のうえお申し込みください。

### 1 目的

赤い羽根共同募金運動は、毎年10月1日から全国一斉に行われ、甲佐町においても、町民の皆様をはじめ、各企業、職域の皆様のご協力をいただきながら募金運動を実施されています。

戸別募金、街頭募金などの募金活動に加え、新たな募金方法として、甲佐町社会福祉協議会及び甲佐町共同募金委員会では、「寄附型自動販売機」の設置を行い、飲料水等の購入を通じて募金ができる仕組みを構築したいと考えています。

皆様から善意で集められた募金は、本町の様々な地域福祉活動に役立てられていますことから、この新しい募金の方法について、本町も協力することを目的に寄附型自動販売機を設置するものです。

### 2 公募施設

- (1) 施設名称 甲佐町老人いこいの家
- (2) 所在地 上益城郡甲佐町大字岩下24番地
- (3) 施設概要 高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設。多目的室や研修室、厨房などがあり、町民が利用している。また、施設内に甲佐町社会福祉協議会（職員8名）、甲佐町シルバー人材センター（職員2名）の事務所があります。
- (4) 開館時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
- (5) 閉館時期 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで

### 3 公募物件

別紙公募物件説明書のとおり

### 4 応募資格要件

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。
- (6) 個人の場合は甲佐町に住所を、法人の場合は熊本県内に本店又は支店若しくは営業所を有している者
- (7) 自動販売機の設置業務（自ら管理、運営するものに限る）について、3年以上の実績を有している者

## 5 公募条件等

### (1) 貸付契約の内容

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となる。

### (2) 貸付期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

### (3) 設置者の費用負担

#### ア 貸付料

年間1,200円を貸付料とする。ただし、令和8年度は、設置月数に100円を乗じて得た金額とする。

なお、年額貸付料は、町が発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとする。

#### イ 寄附金

自動販売機の売上げの何パーセントを寄附金とするかを提案していただき、比率を乗じた額を「赤い羽根共同募金」への寄附金とし、甲佐町共同募金委員会へ寄附する。なお、算定する金額に端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てることとする。

別途覚書を締結し、甲佐町共同募金委員会が発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとする。

#### ウ 電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は、全額を設置者の負担とする。支払方法は、次のいずれかとする。なお、電源確保の方法は、自動販売機設置申請書（第4号様式）の「施設の電源使用の有無」欄にチェックを入れること。

(ア) 施設の外部電源を使用する方法

自動販売機の年間消費電力量（カタログ値）を基に電気料金を算出し、町が発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとする。

【電気使用料算出方法】

$$\begin{aligned} \text{電気使用料} &= \text{電気料金単価} \times \text{使用量} \pm \text{燃料調整額} \\ &+ \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \end{aligned}$$

※年間消費電力量（カタログ値）は、自動販売機の商品カタログの仕様等で確認。

(イ) 設置者自ら電柱から電源を引き込む電気工事を行い電源を確保する方法

電源確保に要する一切の費用は設置者の負担となります。電気料金の支払いは電力会社と設置者が直接契約し、支払いを行ってください。この場合は、町に電気料金の支払いを行う必要はありません。

なお、電源の確保にあたっては、町に事前に届け出ること。

エ その他の必要経費等

自動販売機の設置、撤去、移転等（原状復帰、電気子メーターの設置撤去及び移転を含む。）に要する一切の費用については、設置者負担で行うものとする。

また、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、町に対して補償請求することはできません。

(4) 管理運営上の遵守事項

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令等を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

エ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

オ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

キ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ク 酒類及びその他類似品の販売は行わないこと。

ケ 本町は、町の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

(5) 売上実績等の報告

設置者は、貸付期間中における寄附型自動販売機の売上実績（売上本数、売上額）を月毎に集計し、本町が定める期日までに報告すること。

(6) 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合には、本町は本契約を解除することができるものとする。

ア 甲佐町において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき、又は必要が生じたとき。

イ 設置者が募集要項に規定する要件・条件等に違反したとき。

ウ 設置者が契約に定める義務を履行しないとき。

エ 期日までに貸付料が納付されないとき

オ 苦情等への適正な対応がなされないとき

カ 使用済みの容器の回収が適正に行われないとき

(7) 貸付料の返還等

(6)アにより契約が解除された場合の既納貸付料（年間消費電力量から算出する方法により支払った電気料金も含む。）については、日割り計算により算出された額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還することとします。

(8) 原状回復

設置者は、貸付期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において原状に復して、町に返還すること。ただし、町が必要でないとした場合は、この限りではない。

## 6 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和8年5月18日（月）から6月8日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 申込場所

甲佐町福祉課福祉係（甲佐町役場庁舎1階）

(3) 申込期限

令和8年6月8日（月）午後5時15分（必着）

(4) 申込方法

持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る）

※ 郵送の場合は、封筒等に「寄附型自動販売機応募申込書在中」と朱書のうえ、提出してください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(5) 必要書類（各1部）

次の書類を提出してください。

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 販売予定品目一覧（第3号様式）

エ 自動販売機設置申請書（第4号様式）

オ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるものでコピー可）

(6) その他

公募の結果については、寄附金の率、契約者の氏名（法人の場合は法人名）及び住所を公表することがあります。

## 7 設置候補者の選定方法及び結果

提出された申請書類をもとに審査を行います。

(1) 審査日

令和8年6月9日（火）

提出された応募申込書一式を開封し、審査項目を確認します。

(2) 審査項目

「赤い羽根共同募金」への寄附率（売上額に対する比率で表示：売上額の〇〇%）

寄附率について最も高い率を提案した者を「設置候補者」として選定します。

なお、最も高い率での応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより設置候補者を選定し、1者しか応募がなかった場合は、申請内容に不適當な事項がなければ、当該申請者を設置候補者とします。

### (3) 失格事由

申請者に次の行為があった場合は、本公募の選定対象から除外します。

ア 応募資格要件を満たしていない。

イ 他の申請者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 設置者選定終了までの間に、他の申請者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 申請書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 再申込み

各応募者の寄附率提案率が、町が定めた最低提案率に達しなかった場合は、応募された者の中で希望する者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。

### (5) 設置候補者の選定結果

各応募者の審査結果については、概ね申込期限終了後7日以内に書面で通知します。

## 8 応募資格確認及び貸付申請の手続

設置候補者に決定された者は、別途定める期日までに、応募資格確認及び貸付申請手続書（第5号様式）に次の書類を添付し提出していただきます。

#### (1) 公有財産貸付申請書（町指定様式）

#### (2) 証明書類（発行日から3ヵ月以内のもの）

法人の場合：登録事項証明書（履歴事項全部証明書）

個人の場合：住民票の写し及び身分証明書（市町村発行のもの）

#### (3) 役員名簿一覧（第6号様式）

#### (4) 国、県、市町村税の納税証明書（いずれも発行日から3ヵ月以内、最新年分のもの）

ア 国：税務署

（未納がないことの証明書）法人：様式 その3の3、個人：様式 その3の2

イ 県：県税事務所、各地域振興局税務課、自動車税事務所

（未納がないことの証明書）別記第28号様式（その6）

※使用目的は「公有財産貸付申請のため」としてください。

ウ 市町村：各市町村税務課

（未納がないことの証明書）未納がないことの証明書が発行されない市町村の場合は、納税証明書で未納がないことを確認するものとする。

#### (5) 自動販売機設置の実績を証明する書類（任意様式）

自ら管理、運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し等（3年分）

(6) その他参考となる書類

法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

※ 上記(1)の書類は原本とし、それ以外の書類等は写し可とします。

※ 暴力団関係でないことを確認するため、設置候補者から提出のあった役員名簿により収集した個人情報をもとに熊本県警察本部に照会することがあります。

## 9 設置者の確定

設置候補者に決定した者は、次に掲げる契約等の締結を行うことにより、設置者に確定します。

- (1) 町との寄附型自動販売機の設置に関する「町有財産貸付契約書」の締結
- (2) 町との「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」の締結
- (3) 町との「寄附金に関する覚書」の締結
- (4) 甲佐町共同募金委員会との「寄附型自動販売機による赤い羽根共同募金に関する覚書」の締結

## 10 契約保証金

- (1) 設置者は、貸付料総額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（甲佐町財務規則第71条第2項に規定する担保）を所定の手続に従い納付してください。
- (2) 納付された契約保証金は、契約履行後、契約保証金還付請求書の提出を受けて還付します。
- (3) 甲佐町財務規則第72条（第2号を除く）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

## 11 設置者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付の手続に応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合
- (3) 貸付契約の義務に違反した場合

## 12 その他

貸付手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。

### 13 問い合わせ先

甲佐町 福祉課 福祉係

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地 4

電 話 0 9 6 - 2 3 4 - 1 1 1 1 (代表)

0 9 6 - 2 3 4 - 1 1 1 4 (直通)

F A X 0 9 6 - 2 3 4 - 3 9 6 4